

すべてのこども・おとな に知ってほしい

おごおい市

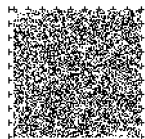
こども計画

とは？



こどもまんなか

小郡市
こども家庭支援センター



「こども基本法」ってごぞんじですか？

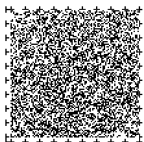
こどもや若者のみなさんは、一人ひとりが大切な存在です
そして自分らしく成長し、幸せにさせるように
社会全体で支えていくことがとても重要です

この基本法は、「こどもまんなか社会」(※)を目指して
こどもや若者に関する取り組みをすすめていくときの
基本となることをさだめています

この基本法にもとづいて
おごおり市に住むすべてのこどもや若者が
将来にわたって幸せな生活がおくれる社会を実現するために
「おごおり市こども計画」がつけられました

このパンフレットでこども計画のことを知ってもらい
こどもをまんなかにした社会を一緒につくっていきましょう

※「こどもまんなか社会」とは、すべてのこどもや若者たちが幸せにさせるように、
いつもこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを第一に考え、
社会全体で支えていくことをいいます。 (こども家庭庁「こどもまんなかアクション」より)



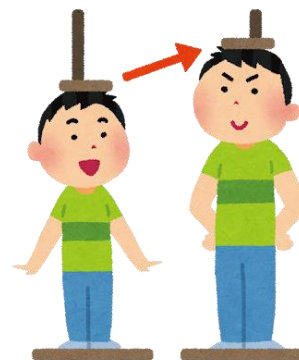
Q.

「こども」って、 なん歳までの人ですか？

A

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心とからだの発達の過程にある人を「こども」としています。

おごおり市のこども計画の対象となる「こども・若者」は、0歳から39歳までの人ですが、年齢の区切りは設けていません。



Q.

どんな目的で この計画はつくられたのですか？

A

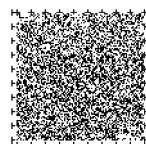
おごおり市に住むすべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活がおくれる社会を実現するため、こども計画がつけられました。

こども計画では、おごおり市のこども施策の基本目標をさだめて、市全体でこどもや若者に関する取り組みをすすめることにしています。



こども計画(基本目標)

「全てのこども・若者が健やかに育ち、心地よく幸せに暮らせるよう
こども・若者・家庭と地域や社会がともに寄り添いあうまち」



Q.

このこども計画で どんなことをするのですか？

A おごおり市のこども計画では、つぎのような取り組みをしていきます。

こども計画(基本方針)

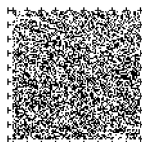
- 1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する
- 2 ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを考える
- 3 あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける
- 4 こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育つまちづくり

これらのこどもや若者に関する取り組みのことを「こども施策」といいます。



こども計画(施策の体系)

1. こどもの権利を尊重し、最善の利益を実現する
【重点事項】こどもまんなか社会の創造と実現
こどもの権利の尊重、こどもの意見表明と意見反映の仕組みづくり など
2. ライフステージごとにこどもの育ちと子育てを考える
【重点事項】妊娠・出産、こどもの育ちに応じた切れ目のない支援体制づくり
こども家庭支援センターの機能充実、妊娠から出産・幼児期の取り組み など
3. あらゆるこどもと家庭に対し、きめ細やかな支援を届ける
【重点事項】こどもひとりひとりの育ちと自立を支える
児童虐待防止、ヤングケアラーの支援、こどもの貧困対策 など
4. こどもを安心して生み育てられ、こどもが豊かに育つまちづくり
【重点事項】オール小郡でこどもを育て・子育てを考える
地域資源のネットワークづくり、多様な人との交流と体験機会の提供など



Q.

こども施策をすすめるときに大切なことってなんですか？

A

こども基本法では、すべてのこどもは年齢や発達に応じてそれぞれの意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことを優先して考えることとされています。

おごおり市のこども計画では、こどもの意見表明の場所をつくり、意見が届く仕組みづくりに取り組めます。

こどもや若者が意見を言える場所や仕組みづくりとして、つぎのような方法があります。

- ・ワークショップやオンライン会議などこどもや若者の意見を聞く場づくり
 - ・SNSやインターネットを活用したウェブアンケートの実施
 - ・こども・子育て会議の委員などへのこどもや若者の参画
 - ・こどもや若者を対象にしたパブリックコメント(※)の実施
- (※ 地方公共団体がこども施策を決めるときに市民へ広く意見を募集すること)



Q.

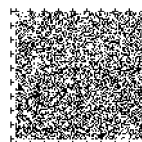
こどもや若者の意見はどのように反映されますか？

A

おごおり市では、こどもや若者の意見を大事にしてこども施策を進めていきます。

例えば、こどもや若者から聞いた意見をこども計画に取り入れたりこどもや若者の意見が実現できるような取り組みを考えます。

また、子育て中の親や家族の声も聞きながらすべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会づくりをすすめます。





子どもの権利条約（児童の権利に関する条約） について知っておこう！

A

この条約は、こどもの基本的な人権を世界全体で保障するためのもので、日本を含む世界196の国で批准（ひじゅん）されています。

この条約では18歳未満のこども・児童もひとりの人間として人権が保障されるとともに、4つの大切な考え方が示されています。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められたり、行われたりするときは、「その子どもにとって最もよいことはなにか」を優先して考えます。

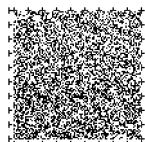
意見を表明し参加できること（参加する権利）

子どもは自分に関係のあることがらについて自由に意見を言うことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子どもや親の人種や国せき、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されます。

（日本ユニセフ協会ホームページより）



Q.

ヤングケアラーってなんですか？

A

「ヤングケアラー」とは、本来はおとなが担うと思われる家事や家族のお世話などを日常的に行っている子どもや若者をいいます。

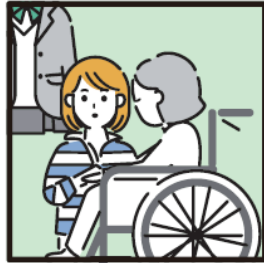
家事やお手伝いをするのは「ふつうのこと」だと思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響がでたり、心とからだに不調を感じるほど重い負担がある場合は注意が必要です。



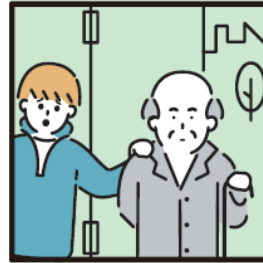
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーのこと

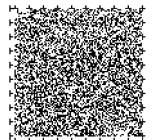
子どもが家事や家族のお世話するのは、ふつうのことだと思うかもしれませんが。

でもヤングケアラーは、二度ともどらない「こどもの時間」と引きかえに家事や家族のお世話をしていることがあります。

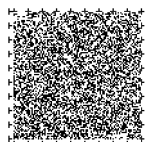
まわりのおとなが気づき、声をかけ、手をさしのべることで子どもが子どもでいられる時間をみんなで大切にしましょう。

それはきっと、子どもをまんなかにした社会をつくる一歩になるはずです。

(子ども家庭庁ホームページより抜粋)



こども まんなか



パンフレットには音声コードがついており、専用のアプリケーション（ユニボイス）をインストールすることで、携帯電話で音声コードを読み取ることができます。切込みは、視覚障がい者に音声コードの場所が分かるようにするものです。